

令和4年度 中央審査会受審にあたって
(新型コロナウイルス感染症防止対策対応)

1. 段位審査
 - (1) 六段以下の段位は、行射の審査及び提示課題のレポートの総合成績により合否を決定する。
 - (2) 七段・八段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - ①行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - ②論文 行射審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す論文を査定する。
2. 錬士査定 行射、面接及び学科(レポート)の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 面接：行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。
 - (3) 学科(レポート)：弓道の理解度を査定する。
3. 教士査定 行射、指導力の査定(面接)及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 指導力の査定：行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。
 - (3) 論文：行射及び面接の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。
4. 審査料 初段 2,050円(登録料 3,100円) 六段 7,200円(登録料 30,900円)
(登録料) 弐段 3,100円(登録料 4,100円) 七段 8,200円(登録料 51,000円)
参段 4,100円(登録料 5,100円) 八段 10,300円(登録料 72,000円)
四段 5,100円(登録料 6,200円) 錬士 6,200円(登録料 41,000円)
五段 6,200円(登録料 10,300円) 教士 9,300円(登録料 62,000円)
5. 申込手続
 - (1) 方 法：受審者は、審査申込書に該当事項を記載し、課題のレポートと審査料を添えて、地連会長に提出すること。地連会長は、申込書の記載内容を確認し、レポートと審査料を添えて審査申込書を下記宛に申し込むこと。
 - (2) 立射申請：立射で受審する際は、申込書右下の受審者連絡欄に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ること。申込後から審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長の承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告すること。なお、地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身体障害者手帳の写しなどの貼付は不要。
 - (3) レポート：回答は原則として日本語または英語とする。受審者が自筆(筆記具は問わない)のこと。英語での回答を希望する場合は、申込書右下の受審者連絡欄に「学科英語」と朱書きで記載のこと。
 - (4) 第一次審査通過者の取り扱いについて
次に該当する場合は、審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次審査日を朱書きで記載のこと。
 - ・令和元年度の【東京】定期中央審査会以降の八段第一次審査通過者は、その後開催される八段審査会で連続5回まで第一次審査を免除する。
 - ・令和3年度中央審査会(3回目)における七段・教士・錬士各部の第一次審査通過者は、該当者が令和4年度に最初に受審する審査会の第一次審査を免除する。
 - ・令和4年度の中央審査会で第一次審査を通過した者は、八段は連続5回まで、七段・教士・錬士は次に受審する審査会の第一次審査を免除する。既に次の審査を申込済の場合は、所属地連を通じて免除申請を直ちに行うこと。
 - ・七段・教士・錬士の第一次審査免除資格の期限は通過日から1年以内とする。

(5) 申込先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
公益財団法人全日本弓道連盟 ○○中央審査会係 宛
TEL：03-6447-2980

(6) 本連盟受付以後、個人的理由による欠席の場合、審査料の返金は行わない。

6. 注意事項

- (1) 申込手続の際には所属地連の締切日に十分注意すること。
会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。
- (2) 申込書は氏名欄を除き、パソコン入力、複写使用を可とする。氏名欄は自筆により明確に記載すること。
- (3) 申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
- (4) 審査会における服装は、教士、鍊士及び五段以上については和服とする。その他については、原則として弓道衣とする。
- (5) 開会式・矢渡・特別演武は行わない。
- (6) 入館受付時検温を行ない、平熱を超える発熱ならびに体調不良者は入館・受審を認めない。
- (7) 受審者は第一控・行射時以外はマスク着用のこと。
- (8) 鍊士・教士・七段は休憩毎に第一次通過者を発表する。第一次通過者以外の受審者は速やかに退館すること。
- (9) 審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。
棄権した者には審査料の返還はしない。
- (10) 受審者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、受審者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
- (11) 受審者はマスク・健康保険証を持参のこと。
- (12) 申込み締切後、進行表を地連に通知し立順番号毎の入館指定時間を、本連盟のホームページに掲載する。指定時間前の入館はできない。
- (13) 冬期間（11月～3月）寒い時期の弓道場では『和服（襦袢）下に筒袖（色は不問）または稽古着等の着用』を推奨している。
- (14) 令和4年度の中央審査会は新型コロナウイルス感染拡大の状況により、要項の内容を変更する場合がある。

7. 映像の取り扱いについて

個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないよう、十分に配慮すること。
権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。

8. その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。
ただし、下記（2）の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があつたあつた場合は、公開を停止する。

- (1) 関係資料への記載（氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項）
- (2) 審査結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載（氏名、所属地連、既得の称号又は段位）

以上